

香川県看護協会研修ポイントについて

(目的)

香川県看護協会会員サービスとして研修ポイントを付与し、会員の研修参加支援を行う。

(利用者対象)

公益社団法人香川県看護協会会員に限る。

(ポイントカードの運用について)

- 1 申し出のあった会員に対して、ポイントカードを配布する。
 - 2 対象研修は、**香川県看護協会主催（企画）**で**参加費が有料**のものに限る。
 - 2 **研修当日、受付時に申し出のあった会員**に対し、押印する。
 - 3 **対象となる研修とポイント数**
 - 1) 一般研修は、半日研修 1 ポイント、1 日研修 2 ポイント付与
 - 2) 看護学会は、2 ポイント付与
 - 3) 長期研修は、研修終了時に 15 ポイント付与
認定看護管理者研修（ファーストレベル、セカンドレベル、サードレベル）
感染管理認定看護師教育 B 課程
- ※ ポイント対象研修については、教育研修計画の月別研修一覧を参照

(利用方法)

- 1 ポイントカードの利用は会員本人に限る。他者への貸の与、譲渡はできない。
- 2 **15 ポイントで半日研修を無料**とする。
※ 既に利用されているポイントカードの場合も、押印が 15 ポイント以上あれば対象とする。
- 3 ポイントを利用し研修を受講する場合は、**事前に看護協会事務局に申し出し**、FAX またはメールにてポイントカードのコピーを送付する。看護協会事務局で確認後、マナブルにて受講手続きを行う。研修当日、ポイントカードを受付に提出する。
- 4 ポイントカードを紛失した場合は、押印のない新しいカードを発行する。
- 5 ポイントの換金はしない。

(有効期限)

ポイントカードの有効期限はありません。

平成 26 年 5 月 10 日 作成
平成 28 年 8 月 6 日 改正
平成 31 年 3 月 8 日 改正
令和 1 年 12 月 1 日 改正
令和 6 年 4 月 1 日 改正